平成２４年（フ）第４９号
広島県廿日市市佐方４丁目８番34―601号
債務者　辻田　直美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
広島市東区尾長東１丁目８番５―204号
債務者　藤井　秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
広島市中区竹屋町３番22―306号
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９号
広島市佐伯区藤の木４丁目19番21号
債務者　木村　康大
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
香川県丸亀市福島町９番地17　ステーションハイツ１―21号
債務者　河島　敏尚
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２７号
香川県善通寺市生野町845番地１
債務者　松月　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県小郡市三沢70番地36
債務者　仁田野英紀
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県小郡市三沢70番地36
債務者　仁田野洋子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２３号
北九州市八幡西区光明２丁目７番23号
債務者　植木　貴臣
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５１号
北九州市小倉南区長尾１丁目12番５号　リバーサイドムラサキA102
債務者　西本　智晃
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市上福元町5873番地　ハイム南陽305号
債務者　角　　道代
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県いちき串木野市昭和通61番地
債務者　和田　照志
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46番６―52号
債務者　谷口　信之
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市吉野町8758番地15
債務者　東　　隆史
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目22番６号
債務者　田中エミ子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目23番18号　中尾アパート207号
債務者　西　　晶藏
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４号
北海道新冠郡新冠町字本町76番地の６
債務者　星野　敦子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
北海道新冠郡新冠町字北星町15番地の８
債務者　東　　志津（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係